

令和5年度神奈川総合産業高等学校不祥事ゼロプログラム

神奈川総合産業高等学校は、事故・不祥事の未然防止を図るため、次のとおり「不祥事ゼロプログラム」を定める。

教職員は課題ごとに設定した目標を達成するため、行動計画を着実に実行し、事故・不祥事をゼロとする。

1 策定方針

- (1)教職員一人ひとりが事故・不祥事を自分自身の問題として認識し、主体的に取り組む。
- (2)気にかかることをそのままにせず、情報を共有することで、全職員の課題とする。
- (3)継続的で実効力のある取組を行い、生徒・保護者・学校関係者・地域等の信頼を得る。

2 実施責任者

神奈川総合産業高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭がこれを補佐する。

3 実施主体

本プログラムの実施主体は、本校教職員一人ひとりである。次の課題、目標及び行動計画の遂行に主体的に取り組むとともに、事故・不祥事防止会議で適切な行動を例示し、全教職員で情報共有して、プログラムを実行する。

4 課題、目標及び行動計画

課 題	目 標	行 動 計 画
法令遵守意識の向上 (公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む)	公務員、特に教職公務員としての信用失墜行為を未然に防止する。	○ 事故・不祥事防止会議を定期的で開催し、教育公務員としての自覚と倫理意識を持って行動するように、職員の意識の向上を図る。 ○ 職員相互及び管理職とのコミュニケーションを大事にして、健康で明るく元気な風通しのよい職場づくりを推進する。
わいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつ・セクハラ行為について意識を高め、未然に防止する。	○ 事故・不祥事防止会議を定期的で開催し、わいせつ・セクハラ行為の防止を徹底する。 ○ 事故・不祥事防止会議を定期的で開催し、携帯電話・スマートフォンや電子メール等の適切な使用を徹底する。
体罰、不適切な指導の防止	生徒の人権を尊重し、体罰・不適切指導の発生を未然に防止する。	○ 事故・不祥事防止会議を定期的で開催し、体罰・不適切な指導の防止を徹底する。 ○ 生徒の人権を尊重した適切な指導が行えるように、教員間や部活動インストラクター等との連携と情報交換を密に実施する。
成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	定期試験、成績処理、調査書等の文書作成での事故を未然に防止する。	○ 事故・不祥事防止会議を定期的で開催し、成績処理及び進路関係書類の適切な作成及び取り扱いを徹底する。 ○ 成績処理業務、試験問題作成、調査書及び各種証明書発行手続き等に関するマニュアルを整備し、マニュアルに基づく業務遂行の徹底を図る。また、点検については、複数の担当により慎重かつ正確な点検を実施する。

個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）	個人情報の流しや誤廃棄を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故・不祥事防止会議を定期的開催し、個人情報の管理、情報セキュリティ対策に関する適切な作成及び取り扱いを徹底する。 ○ 4月と3月に教職員の個人情報登録状況の確認を行うとともに、個人情報の持ち出し・返却や廃棄の際の手続きの徹底を図る。
交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	交通事故や酒酔い、酒気帯び運転を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故・不祥事防止会議を定期的開催し、交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守を徹底する。 ○ 交通法規の遵守と交通事故防止について、各種会議や打合せ等の機会を活用して、啓発資料を配付するなどして、意識啓発に努める。
業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）	不適切な業務執行を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故・不祥事防止会議を定期的開催し、業務執行体制の確保等を徹底する。 ○ 業務遂行にあたっては、グループや年次内で情報の共有を図り、構成メンバーが相互に点検・確認をするなど、業務が一人に偏ることのないように協力体制をとりながら業務を遂行する。
会計事務等の適正執行	適正な私費徴収・執行を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故・不祥事防止会議を定期的開催し、私費会計に関する適正な処理を徹底する。 ○ 私費会計担当者は、私費会計基準に基づき、会計業務を行うとともに、グループや年次内の構成メンバーにより複数の目で点検・確認を実施し、事故防止に努める。
入学者選抜に係る事故防止	入学者選抜業務に係る事故不祥事の発生を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入学者選抜に係る事故・不祥事防止会議を開催し、職員の事故・不祥事防止意識の向上を図る。 ○ 県教育委員会の指示を仰ぎながら、入学者選抜に係るマニュアル及び点検体制を整備するとともに、職員対象の研修会を実施し、職員全体の共通理解のもとに入学者選抜に臨む。

5 検証・評価方法

(1) 中間検証

令和5年10月に実施状況を確認し、行動計画を修正する必要がある場合には、必要な修正をする。

(2) 最終検証

令和6年3月に実施状況を検証し、目標達成についての自己評価を行う。